

議第6号

高山市都市公園条例の一部を改正する条例について

高山市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

都市公園法の改正に伴い都市公園の設置基準等を定めるため改正しようとする。

高山市都市公園条例の一部を改正する条例

高山市都市公園条例（昭和41年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令並びに他の条例に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めること</u>を目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定め、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。</u></p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>法及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）に定めるところによる。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）に定めるところによる。</u></p>
<p>(設置)</p> <p>第3条 <u>市の設置する都市公園（以下「都市公園」という。）は、法第2条の2の規定に基づき、告示により設置するものとする。</u></p>	<p>(設置等)</p> <p>第3条 <u>市長は、都市公園を設置するときは、法第2条の2の規定に基づき、告示しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。</u></p> <p><u>(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</u></p> <p><u>第3条の2 市の都市計画区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。</u></p> <p><u>2 市の市街地内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上と</u></p>

する。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第3条の3 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模の標準を次のとおりとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分

発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

- 2 前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第3条の4 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、令第6条第1項第1号に該当する場合は同号に規定する建築物に限り、100分の10を限度として、同項第2号に該当する場合は同号に規定する建築物に限り、100分の20を限度として、それぞれ前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、令第6条第1項第3号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、100分の10を限度として前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

- 4 前3項の規定にかかわらず、令第6条第1項第4号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、100分の2を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(指定管理者による管理)

第3条の2 (略)

(指定管理者による管理)

第3条の5 (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第3条の3 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条の4 (略)

(行為の禁止)

第4条 都市公園を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1)～(5) (略)
- (6) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (7) (略)
- (8) たき火その他公園施設等に危険をおよぼすおそれのある行為をすること。
- (9) 他人に迷惑をおよぼす行為をすること。
- (10) (略)

(行為の制限)

第5条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長（指定施設における次の各号に掲げる行為にあつては、指定管理者。第4項ただし書、第11条及び第11条の2を除き以下同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 興業を行なうこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行なうこと。

2・3 (略)

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障をおよぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。ただし、指定管理者が許可

(指定管理者が行う管理の基準)

第3条の6 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条の7 (略)

(行為の禁止)

第4条 都市公園を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1)～(5) (略)
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (7) (略)
- (8) たき火その他公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (9) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (10) (略)

(行為の制限)

第5条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長（指定施設における次の各号に掲げる行為にあつては、指定管理者。第4項ただし書、第11条及び第11条の2を除き以下同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行うこと。

2・3 (略)

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。ただし、指定管理者が許可を

<p>を与える場合は、市長の承認を得なければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(都市公園の区域の変更及び廃止)</u></p> <p><u>第14条の2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。</u></p> <p>(管理の特例)</p> <p>第15条の2 <u>第3条</u>の規定により設置された都市公園のうち中山公園の管理については、別に条例で定めるところによる。</p>	<p>与える場合は、市長の承認を得なければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(管理の特例)</p> <p>第15条の2 <u>第3条第1項</u>の規定により設置された都市公園のうち中山公園の管理については、別に条例で定めるところによる。</p>
--	--

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。